

大学教育の改革と展望 ～生涯学習体系への道～

沖 吉 和 祐
(静岡大学)

これまで、生涯学習と大学関係を論じる時、「地域社会における学習需要の増大に対する大学の対応」が考えられるのが常であり、生涯学習の観点から大学のなすべき中心テーマは、公開講座の拡充、施設開放の推進、社会人入学の拡大といったものであった。

また、大学の機能として「教育」と「研究」があり、公開講座、体育館や図書館などの施設開放、地域活動への人材面での協力や情報提供といった地域へのサービス機能は「第3の機能」として位置づけられてきた。大学では、最近の「第3の機能」の拡大現象をもって、「生涯学習機関としての比重」の増大と捉えることが多かった。

しかし、近年の世界情勢や大学に対する社会の要請を見ると、第3の機能の拡充は当然として、第1の機能及び第2の機能(伝統的な大学の機能と考えられてきた機能)を生涯学習として捉えることが求められている。大学審議会における審議などをもとに各種の法改正を伴う制度改正が進められ、また、大学内でもカリキュラムの改善や組織の再編が試みられている。今、本格的な生涯学習社会に向け、大学そのもの(全体)の構造的な改革、再構築(Restructuring University)が始まっている。

1. 生涯学習の背景

21世紀に向けての教育の在り方を審議した臨時教育審議会－臨教審は、教育改革の基本的な理念の中心に、『個性の重視』を掲げた。画一から多様へ、硬直から柔軟へ、統制から自由・自律へ、閉鎖から開放へという方向性を明らかにした。また、社会において、成熟化、高度化、複合化といった、次のような現象が進行しつつあるとの認識の下に、「生涯学習体系への移行」を中心とする改革を提案したのである。

第1に、社会の成熟化。所得水準の向上、自由時間の増大、人口構成の高齢化、

34 特集 大学改革と生涯学習

高学歴化の進行といった社会状況は、人々の学習機会（可能性）を時間的にも空間的にも拡大させ、また、学習意欲を高め、学習要求の多様化を顕著にした。

第2に、社会の高度化である。科学技術の進歩、情報化・国際化の進展という趨勢の下、将来を見通し、社会をリードできる創造的な知識・技術を生み出す研究開発が要求され、また、個人の側からは、豊かで充実した生活を求めている学習需要が生まれてきた。

第3に、社会の複合化である。明治以降、学校教育は最も効率的な教育システムとして機能してきたが、複合化した社会において、学校教育の肥大化に伴う弊害、いわゆる学歴（学校歴）社会の弊害の顕在化が指摘されてきた。

臨教審では、上記第3を、評価の多元化という視点で捉え、これまでの学校教育の自己完結的な考えを改め、学校外の様々の学習機能に目を向け、それを的確に評価することの必要性を強調した。いわゆる学歴社会の弊害（一元的・一時的な評価の脱却）を、早急に解決すべき我が国特有の課題として、「生涯学習」の背景の第1にあげた。

1-1. 生涯学習の概念

生涯学習の大学の関係を考える前に、次の点を明確にしておきたい。

第1に、生涯学習と生涯教育の関係である。教育学を学んだ者は、学習と教育は表裏一体であると極く自然に理解する。日常生活における親子、同僚、隣人、街で出会った人、さらに自然の森や海岸、それらとの相互作用が正に教育であり、また、己を自ら啓発することを「自己教育」とする。あらゆる場面で「教育＝学習」が成立するのである。

近代以降の「教育」は、ある目的（意図）の下に、それを実現するための一定の計画性と継続性あるいは体系的な理念と行為を伴う。学校教育はその典型である。こうした「教育」を通して、人々は何らかの学習をするが、一方で学習者は、「教育」以外の作用から思わぬ学習をすることがある。一般常識人が、「教育＝学習」と実感できないケースが生じてきている。

また、これまでの我が国の発展過程は、教えられる学習「教育＝学習」の歴史であったが、いま、創造する学習・自ら楽しむ学習「教育＋○ \leftrightarrow 学習＋◎」へと変化している。

「教育は与える側からの見方」で、「学習は受ける側からの見方」との説明がされることがある。学問的には未成熟な説明であるが、「生涯学習」という『概念』が、考え方の基本を見直すことに意義があることを思えば、この説明は、教育と学習の関係を端的に示している。一人一人の学習要求の実現を、「学習者の立場」で考えるとところに「生涯学習」の出発点があるからである。

第2に、生涯学習は「全体」『概念』であるということである。家庭教育、社会教育、学校教育、企業内教育など（従前から考えられた）教育の総合概念であるだけでなく、あらゆる生活領域、例えば、福祉・医療や労働、産業振興、自然保護、国土開発、都市計画など幅広い領域に係わる総合的な概念なのである。生涯教育は、生涯学習を実現するための「教育制度上」の基本概念といえるが、生涯学習を推進する制度は「教育」を超える。

また、「生涯学習の出現」により新たな分野が創出されると考えられがちだが、そうではない。生涯学習という視点から各領域の学習機能を見直し充実する、そして、特に重要なことは、それらを含む社会全体の機能のネットワーク化、総合化を図ることである。

1972年のユネスコ・教育開発国際委員会の報告書「未来の学習」で、未来のあるべき社会形態として「学習社会」の理念を掲げ、生涯教育（学習）は「一つの制度ではなく、一つの制度の全体の組織がその上に打ち立てるべき基本原理」であるとしたのは至当である。

1-2. 生涯学習と大学

私たちの生涯を通して行われる学習（教育）の過程を作り上げるためには、「人の一生という時系列に沿った垂直的次元と、個人及び社会の生活全体にわたる水平的次元の双方について必要な統合」（1965年、ユネスコ第3回成人教育推進国際委員会提言）を達成しなければならない。

従来の日本における人生の時系列に沿った活動パターンは、『基礎教育－大学－仕事－余生』というシンプルなものであった。近年の動向をみると、活動パターンは『基礎教育－大学－仕事－大学－・・・－余生－大学－・・・』といった形で多彩に繰り返され、大学の位置づけも複雑になっている。

大学では、まず社会の出る前の「ある程度高度な準備教育」に始まり、現職に係る専門領域の「ブラッシュ・アップ」、配置転換や転職のための「新能力開発」、高齢期への「ソフトランディング」、余生の「いきがい創成」等が、各人の要求に応じ展開される。

個人及び社会全体からの学習需要も、社会の変化に伴い、極めて多岐にわたっている。この需要に対応するための学習環境（モノ環境、複合的・融合的環境、ネットワーク化された環境など）の整備〔マッチング〕、情報提供や相談体制、学習機会へのアクセスの整備〔アベイラビリティ〕、学習の評価・活用・社会還元、メリットシステムの整備〔エンカレッジ〕を総合的に進めねばならず、その中で、大学の役割も拡大・多様化しており、かつてない大規模な改革が必要になっているのである。

2. 生涯学習体系と大学の改革

大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法第52条）ことを目的とし、また、大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究しその深奥をきわめて、文化の発展に寄与する」（同法第66条）ことを目的とする。

我が国の大学は、学術や文化の向上、豊かで活力ある社会の形成に様々な貢献をしてきた。これからも、我が国の進むべき道を自ら切り開き、社会の活力を維持し、世界に貢献していくため、学術の振興と人材の養成を担う大学の位置づけは、生涯学習体系の中核として一層重要になっていくであろう。

2-1. 教育機能の強化－個性化－

大学は、従前、我が国社会を担う「エリート」を養成する高等教育機関であった。しかし、高等教育への進学率が60%を超え、大学・短大等への進学率も45%に達した今、大学は正に「大衆化」し、そこで展開される教育は、マス・エデュケーションであり、さらにユニバーサル・エデュケーションとなっている。加えて、大学へのアクセス・パターンは多彩になり、学習形態が多様化しているといった状況を念頭に置き、教育機能の強化・個性化に向けて、大学自身が積極的に改善に取り組んでいくことが必要である。

2-1-1. 学生の学習の充実

学生の学習意欲を高め、学習内容を着実に消化させるため、教員の授業内容・方法の改善・向上への取り組み（ファカルティ・デベロップメント）、授業計画（シラバス）の作成・公表、効果的なカリキュラム・ガイダンスなどが必要になっている。特にシラバスは、単なる履修案内ではなく、授業のねらい、詳細な授業計画、参考文献、評価方法等を含む「メミュール、仕様書そして契約書」であり、学生の授業選択の指針として役立つものでなければならない。さらに、シラバスは個々の教員の計画に止まらず、学部や学科の教育理念の下、一つのまとまりとしてインテグレートされることが必要である。また、学生による評価（教師に対する「希望」）をもとに授業計画・内容・方法を改善し、自己の研修を深めるなど、大学教育に対する教員（組織）の積極的な姿勢が期待される。

〔シラバスの作成・公表状況〕平成4年度80校、平成6年度176校〕

また、「大衆化」した大学の前提として、教養や学問を身につけるための技法、その意義・楽しさ、継続的に学習する能力を予め学生に習得させることが、生涯

学習の観点から不可欠である。このような授業を、入学直後にセミナー等の形で導入する大学が増えており、また、効果的な授業方法を研究開発したり、魅力ある授業を提供するためのテキストを開発するなど種々の努力が展開されている。

さらに、流動的な社会や学術の進展、情報化・国際化などの動きに適切に対処するための基本的能力の育成が不可避である。幅広く深い教養と学問の基礎を重視したカリキュラムの編成、情報処理やコミュニケーション能力の習得が必要である。そのため、新しいメディアの導入とともに、少人数教育やゼミナール形式の導入、ティーチング・アシスタントの活用等によるインタラクティブな授業が要求される。

2-1-2. 一般教育と専門教育の改善

大学における教育は、専門的な知識の習得に止まることなく、学問を通じて「広い知識」を身につけ、また、ものを見る目や自主的・総合的に考える力を養うことを目指している。近年の多様な学生の状況や諸科学の発展の趨勢からみて、このような理念は一層重要になると考えられる。これを実現するのが、教養教育である。

各大学において、教養教育について、学際的な授業科目や複数の教師で構成されるオムニバス形式のテーマ講義、自由研究指導、実践的英語教育など種々の改善が試みられているが、教養教育の理念と実際の授業の間の乖離が厳しく指摘されているのも事実である。私たちは学生に、学問に対する新鮮な感動、真理への純粋な驚き、学習することの喜びを伝えているだろうか。教員は、学問を究めるスペシャリスト、教育のプロフェッショナルとなっているか。学生の関心等を十分に把握し、既定の授業科目の枠組みに捕らわれることなく、教養教育の理念実現のため、大学をあげての一層の工夫・努力が望まれる。

専門教育は、各専門分野の進展はもちろん、学際領域への展開、社会の多様化・複合化に対応した内容の現代化、国際的水準の維持、専門領域の広がり等に応えなければならないが、専門教育の仕上がり基準として、単なる専門能力（技術）ではなく、幅広い人間性・教養や判断力が求められている。

以上のような観点から、専門科目と一般科目の必修・選択の弾力化、総合的な授業科目の開設、卒業要件の見直しなどが進められている。今後、カリキュラムの枠組みに関する大学設置基準の大綱化の趣旨に沿って、一般教育と専門教育の有機的相关性に配慮しつつ、4年間一貫し調和のとれた、実質的・効果的なカリキュラム編成に取り組む必要があり、そのための教育体制の整備とともに、不断の評価・改善の姿勢が必要である。

〔カリキュラム改革実施大学 平成5年度 196校、平成6年度 375校〕

38 特集 大学改革と生涯学習

2-1-3. 柔軟で充実した教育組織の設計

教育機能の強化には、学生の学習環境の充実、特に、大学・学部教育理念・目的に基づく特色あるカリキュラムの編成・実践が必要であるが、その最大のポイントは、教員の意識改革と柔軟な教育組織の設定であろう。

大学はまず「教育の場」であることを再認識し、教授は、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」（学校教育法第58条）とあるように、まず教育者としての役割を果たす必要がある。大衆化した大学の質の維持・向上を担うのは教員であり、その意欲と実践にかかっている。

また、改正された文部省設置法や大学設置基準を基に、大学の実情に応じた柔軟な教育組織や教員組織を設計し、カリキュラムの円滑な実施を図る必要がある。さらに、教員資格の弾力的運用が可能となったことから、実践的な経験を有する優れた民間人の登用や公募制の拡大など、教員をエンカレッジする採用システムの工夫が望まれる。

2-2. 教育研究の高度化

急速な技術革新、社会経済の高度化等が進展するなかで、大学に対して、新しい時代（生涯学習社会）を拓く学術研究の推進と高度の能力をもつ研究者、職業人の養成が期待されている。これらの要請に応えるため、大学は、学内における組織間の壁を取り払うとともに、学外との塀を低くし、教育・研究の総合化、社会との緊密・統合化を図ることが必要である。

2-2-1. 学術研究の推進、優れた研究者の養成

大学において、学術や社会経済の発展の基盤となる創造的な研究を進め、その成果を多様に応用・展開することの必要性が高まっている。特に、その中核的な役割をはたす大学院の整備は大きな政策課題であり、近年、学部と独立した大学院や学外の研究所や博物館との組織的連係を図る新しいタイプの大学院の設置が進められている。また、大学院の集中的整備が必要であり、そのための資源配分を適正かつ効果的に実施するため、客観的評価の実施が求められている。

学術研究を支える創造性豊かな研究者、優れた専門家の養成・確保も、大学の大きな課題である。特に、優れた若手の人材育成のため、入学資格や「飛び級」など就学年限の弾力的運用、特別研究院制度の拡充など魅力ある環境づくりが必

| | 大学院研究科数 | 学生数 | 修士(前期)課程 | 博士(後期)課程 |
|-------|---------|-----|----------|----------|
| 平成元年度 | 809 | | 58,228人 | 27,035人 |
| 6 | 1,011 | | 99,449 | 39,303 |

要である。

また、国際的レベルの高度の研究基盤の整備、海外の大学等との研究者・学生の交流や共同研究の推進などのグローバルな事業展開が、大学の高度化に必要である。

| | | |
|----------------|------|----------------|
| 〔大学間国際交流協定締結件数 | 平成元年 | 1,575 (279大学) |
| | 平成6年 | 3,378 (399大学)〕 |

2-2-2. 専門的知識・能力をもつ職業人の養成と再教育

技術革新の進展、産業構造の変化等に伴い、様々な業種において、高度な専門的知識・技術を身につけた人材が求められており、また、一旦社会に出た職業人が継続的に新しい知識を得、能力を高めていく再教育の場が必要になっている。

OECDは、1973年の報告書「リカレント教育－生涯学習のための一戦略」で、リカレント教育を提唱したが、大学はその典型である。また、大学は、リカレントのスタートとなる高度専門職業人の第1養成機関でもある。

平成6年8月の文部省調査（対象：従業員1,000人以上の企業1,342社、回答：681社）によれば、企業から、授業料等の企業負担、日常業務の免除・軽減といった形で従業員が大学に派遣されている。

| 企業から大学等への従業員の派遣状況 | | 派遣の目的 | |
|-------------------|-----|-------------|-----|
| 正規の学生として派遣 | 33% | 最先端知識・技術の習得 | 62% |
| 受託・共同研究員 | 35 | 視野拡大、創造性の向上 | 44 |
| セミナーの受講 | 34 | 新規分野の開拓 | 23 |
| 聴講生、研究生 | 26 | 能力開発意欲の向上 | 18 |

多くの企業で、派遣目的が達成されていると肯定的な見解（92%）が示されているが、正規課程を修了した従業員に対し、昇給や昇進等の処遇改善をしているのは約3割である。学習の成果が十分評価されていない現状を改める必要があると思われる。一方、今後、従業員を学生として派遣するため、「補助金や税制面で優遇措置を高める」（40%）、「土・日曜に授業を行う」（30%）、「通信衛星を利用する」（11%）等の改善要望が出されており、リカレント教育を進めるため、制度改正を含む環境条件の整備が必要である。

また、近年、学校におけるいじめ・暴力などの問題行動や情報化・国際化の動きに的確に対応するため、教員の実践的能力を高める大学院レベルの再教育が求められている。リカレント教育の充実のためは、変容する状況を的確に把握し、社会の要請に応える研究・教育内容を機動的に準備できる柔軟なシステムが不可欠である。

40 特集 大学改革と生涯学習

2-3. 大学のオープン化 -活性化-

生涯学習機関としての大学の役割を十分に発揮するためには、大学教育へのアクセスや利用形態の多様化・柔軟化を図るとともに、施設利用の自由化、管理運営面での地域との連携強化など、『地域の公共財』として、大学活性化の条件整備を進める必要がある。

2-3-1. アクセスの多様化

第1に、いわゆる正規の大学教育へのアクセスである。①まず、入口を拡大するため、大学で学習したいと希望する社会人に対し、入学者選抜に当たり十分な配慮(入試の内容・方法や特別枠)を行う必要がある。また、編入学定員の設定に当たっての専任教員や校舎面積の算定方法(大学設置基準)が改められ、編入学定員が拡大されてきたことは、大学の生涯学習機能を高める上で大きく役立っている。

さらに、②当該大学以外での学習を適切に評価し大学教育に反映することが、大学へのアクセスを拡大するうえで重要である。大学設置基準の改正により、入学前の修得単位を当該大学の単位として認定できるようになったが、これは学生の学習の選択の幅を拡大するとともに、実質的な負担軽減になり、社会人の大学教育の奨励につながっている。また、大学間の単位互換制度や放送大学の活用に加え、短大や専修学校専攻科など大学以外での学習成果を大学での授業履修とみなし、単位として認める途が開かれたことは、大学のみならず、関係機関の生涯学習機能の発揮に大きな弾みとなっている。

また、③パートタイム形式での学習は欧米では一般化しているが、我が国においても、社会人等にこの途を開き、その学習成果を評価することが懸案であった。これまでも、聴講生等の受入れという形で大学教育の提供が行われていたが、科目履修生として位置づけ、学習成果が大学の正規の単位として認定する制度が整えられた意義は大きい。

| | 編入学生 | 社会人特別選抜 実施大学 | | 科目履修性(受け入れ大学) |
|-------|--------|-----------------|-------|------------------|
| 平成元年度 | 5,225人 | 139学部 | 63研究科 | - |
| 4 | 7,728 | 255 | 151 | 2,119人(116校) |
| 6 | 10,935 | 366 | 294 | (5年度)5,431(253校) |

第2に、履修形態の柔軟化である。職業を有する社会人等に教育機会を開くためには、履修しやすい時間帯の設定が重要である。①同一学部において昼間と夜間の双方で授業を行う昼夜開講制は、夜間や土曜日の履修を中心としつつ一部昼

間の履修を取り入れる学習形態で、勤務と並行して学習できるメリットがある。また、②パートタイムでの学習や大学以外での学習など、一定の学習を体系的に積み重ねることにより学位を授与する途が開かれ、また、そのための組織として学位授与機構が設置されたことは画期的である。

| | 昼夜開講制導入（大学）（大学院） | | 夜間大学院設置大学 |
|-------|------------------|-----|-----------|
| 平成4年度 | 15校 | 58校 | 4校 |
| 6 | 27 | 92 | 10校 |

第3に、社会人等を対象にした特別の事業の拡大である。これまでも公開講座の形で進められてきたが、正規の授業を公開する大学も増えている。地域住民の学習ニーズに応えるとともに、大学における教育研究の成果を地域に紹介し、還元する機会として貴重である。今後さらに拡充していくため、講義（授業）計画を広く公開することが必要である。

〔公開講座数〕平成元年 3,147(395大学)、平成5年度 4,590(452大学)〕

2-3-2. 公共財としての大学資源

第1に、大学の持つハードー豊富な施設の有効活用である。「学校教育に支障のない」範囲で、施設を「社会教育その他公共のために利用させ」ているのが現状である。しかし、学校は本来地域共通の財産であり、「大学の持ち物である施設を使わせてあげる」という考えを改める必要がある。図書館、博物館、体育館、運動場、講義室そしてキャンパスを、「地域住民の施設」として利用できるように条件整備（関係法令の改正を含め）していきたい（現在の施設利用効率、時間をスケールに見ると15%程度）。高度の情報機能と快適な生活空間を備えた施設を、多目的に（24時間）活用する「インテリジェント・スクール」構想を着実に推進する必要がある。

第2に、大学のソフト資源を活かした地域との共同事業化の推進である。地方自治体や民間団体と協力して実施する①各種の教育文化事業や、②地域開発計画等の策定、③地域の歴史や文化の調査、④地場産業の振興等には、これまでも多くの教員が協力しているが、今後、大学が組織として参画するシステムを整えることが必要である。さらに、⑤外部の研究機関や企業との共同研究・開発に、積

| | 受託研究 | | 共同研究 | | 奨学寄附金 |
|-------|--------|------|-------|------|-------|
| 平成元年度 | 2,025件 | 47億円 | 705件 | 34億円 | 380億円 |
| 5 | 2,432 | 69 | 1,392 | 50 | 500 |

42 特集 大学改革と生涯学習

極的に参画したい。大学の自主性の下での産学官の協力は、独創的・先端的研究の発展に大きく寄与すると期待される。

第3に、情報の共有化である。長年蓄積された教育研究業績、学術資料その他の情報を広く活用するための「ニューハード」の整備＝データベースの構築、情報にアクセスするネットワークの形成、さらにインターフェイス機能の確保が必要である。加工された2次・3次情報の基礎となる1次情報（資料）の保存は、今後、大学の重要な役割となろう。

2-3-3. 開かれた大学運営

第1に、スタッフの積極的な交流の促進である。「今のままでよい」という教授の「閉ざされた」大学や学部・講座の堅持姿勢が、大学のステータスを低下させている。学内人事の適正化は当然として、①大学（研究機関）間のスタッフ交流、②国内外の大学等への若手研究者の派遣・育成、③時代の先端で活躍するマスコミや企業、官庁等の実践経験豊富な人材の登用など、新しい血の生成と循環は、大学活性化の起爆剤になろう。さらに、④「公務員でない教授」といった多彩な教員の採用形態を導入するなど、帰属意識に配慮しつつ、インブリーディングを避ける活性方策を考えることが重要である。

第2に、開かれた大学の管理運営である。大学は、国民や地域に開かれたものとして十分な理解を得られることが重要である。①学外者の意見を大学運営に反映するための懇談会等の設置や、②大学の現状や将来ビジョンなど大学の努力の状況を多様な方法で学外に情報発信することを通して、地域との密接な協力関係を築くことが大切である。このような努力により、大学の資源を地域の公共財として有効に活用するとともに、学外の様々な資源を大学に効果的に導入・活用することが可能となる。

また、大学博物館や附属図書館の運営、研究・教育の支援、施設の管理等について、③地域住民や企業人、大学OB等が「ある程度専門性のあるボランティア」として活躍できる場（学習成果を社会還元できる場）を整えることは、高齢化が進む生涯学習社会の活性化の面で意義深いものと考えられる。「生涯学習機関」である大学が、地域のサポートを得るという発想が重要である。

2-4. 評価の多元化

生涯学習の視点から大学を見るとき、最大の課題は評価である。評価の対象、評価を行う主体、評価の方法等は多様であるが、各大学において評価体制を整え、その結果を謙虚に受け止め、具体的改善に取り組む努力が必要である。

2-4-1. 入学者の選抜

入学者選抜は、大学教育の第1歩である。選抜に当たって、学生の能力・適性を多面的に判定するとともに、高等学校以下の教育を乱すことのないよう配慮する必要がある。生涯学習体系への移行が臨教審答申の中心テーマとなった大きな要因は、有名校を目指して続けられる偏差値偏重の爽りない教育と入試の激化であった。

そのため、基礎的能力の判定に入試センター試験を活用するとともに、各大学において、大学や学部が持つ理念に基づいた特色ある入学者選抜を実施（評価尺度の多元化・複数化、学力検査・面接・論文・実技検査等を適切に組み合わせた丁寧な選抜など）することが必要である。併せて、多様なタイプの入学生に対し、教授内容・方法を工夫し、カリキュラムやガイダンスの充実を図るなど入学後のきめ細かい指導が求められる。

2-4-2. 大学教育に対する社会の評価

大学教育は、これまで、就職のための手段と捉えられる部分があったことは否定できない。これが受験競争の激化につながったとも考えられる。大学自体の実質的充実とあわせて、大学教育に対する学生（受験生）や親の意識、学生を採用する企業の姿勢、学歴偏重や有名校重視の社会的風潮を是正するための、多角的な努力を続ける必要がある。

また、経済構造や就業構造の変化が著しく、また一方で、終身雇用制度が崩れつつある今日、大学における教育成果、特にリカレント教育の成果が処遇面に反映されるよう充分配慮するとともに、有給教育休暇など、能力開発を希望する人々が大学教育に容易にアクセスできるような社会システムの改善が求められる。

2-4-3. 教育研究活動に対する評価

大学の活性化の最大の課題は、あらゆる『閉鎖性』を取り壊し、教職員の意欲・モラルの高揚を図ることであり、それを湧きだすのが点検・評価である。

「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価しなければならない」（大学設置基準第2条）とし、各大学に自己点検・評価を実施する努力義務が課せられた。大学人は自ずと、節度ある自由と同時に確固たる自己責任を持つべきである。この自己点検・評価は、個々の教員の一般的な姿勢としてではなく、大学全体としての一つのシステムを設けて実施されるものであることに留意しなければならない。また、自己点検・評価の結果は公表し、第三者により客観的に承認されることが望まれる。

自己点検・評価体制の整備状況（平成6年9月現在）

| | 全 体 | 国 立 | 公 立 | 私 立 |
|--------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 学内規定整備 | 434校(78%) | 98校(100%) | 42校(88%) | 294校(72%) |
| 結果公表 | 190校(34%) | 94校(96%) | 17校(35%) | 79校(19%) |

さらに点検・評価は、自己に止まることなく相互、第三者へと拡大すべきである。講義や実習の公開、教員相互の参観・研修などの工夫を進んで行う必要がある。既に、茨城大学、鹿屋体育大学、慶応大学、東海大学など多くの大学で学生による授業評価が実施され、また、京都大学理学部、東北大学工学部、筑波大学物質工学系、東京大学数理学研究科などで、外部の専門家による第三者評価が実施されている。静岡大学情報学部では、情報科学科と情報社会学科の学科間で相互評価・課題提案することとしている。

現在、大学審議会において審議中の教員の任期制は、人事の流動化・活性化を図る観点から、大きな効果が期待される。この制度の全国的・実質的な導入を望みたい。

2-4-4. 大学外の学習活動との関係

大学以外の機関における学習成果を大学の単位に反映する制度や、技能検定、ボランティア活動など学外における活動を大学における履修として単位を授与している例は、大学と大学外の学習を関連づける評価として注目される。

一方、大学での評価を、社会システムに取り込むことが必要である。ここで提案をしたいのは、あらゆる学習活動を網羅する生涯学習単位の発想の実体化である。評価の在り方については種々の意見があるが、この単位は、学習者自身の学習目標や励みになるとともに、学習成果を社会に還元する際の質の維持、サービスを受ける人に対する『安心の担保』となるもので、学習再生産に大きな役割を果たすと考えられる。

単位認定のための学習評価は、基本的に、第三者評価（客観評価）と一定の基準に基づく自己評価で構成することが考えられる。このため、評価の基準を作成する組織（学会等の準公的機関）と、学位授与機構に相当する評価機関の設置が必要になる。

この単位は、①学習者の自由意思で取得する、②自己による相対評価が含まれる、③単位の活用方法は学習者が判断するもので、④種々の資格の取得に反映されることが期待されるが、この単位の最大の特徴は、④評価の対象をあらゆる学習資源に及ぼし、「大学など学校が授与した単位を生涯学習単位として認める」という『逆の発想』にある。

3. 生涯学習機関としての大学づくり

大学改革のボールは、今、大学が預かっている。

生涯学習の中核機関として機能するため大学は、①学内の協力体制を整え大学自体の教育力を高め、②地域のあらゆる学習資源とのネットワークを形成し、③社会との関係を緊密にすることが必要である。即ち、地域社会の生涯学習システムのメインストリーム（主流の一つ）としての責任を分担することを意味する。このため、各大学が、自己完結的な発想を改め、社会との関係を視野に入れた構造的な改革を図ることが必要である。

一方、社会においては、地域の生涯学習システムに大学を（組織として）取り込むことが必要である。地域生涯学習システムの構築に当たっては、学習資源の統合を図るとともに、学習への参加を容易にする職場や家庭・地域の協力体制、学習の場への交通システム、多様な学習を支援する情報インフラ、学習ムードを醸成する自然環境や美しい都市景観、さらに、学習成果が社会で活かせる評価・還元システムの整備など社会機能全体を連係・融合することが必要である。地域生涯学習のシステム化は、人々の学習条件全体が向上するとともに、個々の学習資源の充実へのフィードバックが期待できる。大学も、地域の様々の資源と交流・統合することにより、自身の教育力が高まることは間違いない。

また、大学は、①科学技術の進歩等の成果（潜在力）を最大限活用し、②伝統や文化を基礎に、社会の変化に備えた教育を本格的に展開するとともに、③来るべき社会の新しい秩序の構築を目指していきたい。今、医療倫理や情報モラルが話題になっているように、大学倫理・理念、生涯学習モラルの確立が大きな課題となっている。

この生涯学習モラルに関連して付言すると、『大学と生涯学習』との関係で重要なことは、従来の生涯教育の理論研究と生涯学習の実践研究を基にした、「生涯学習に関する学際的研究」の本格的な推進と、「生涯学習を支える様々の人材」の養成である。後者については、生涯学習に関連する様々の資格（教員、医師などを含む幅広い観点からの資格）と養成制度の見直し、ボランティアの活動支援システムの開発への積極的な関与が求められよう。

静岡大学では、学内のあらゆる施設のネットワーク化を図り、大学全体をミュージアム化し、地域との交流・関係を推進する『キャンパス・ミュージアム』構想を進めようとしている。実現の如何は、制度改革をはじめとする諸条件の整備とともに、私たち教職員や学生の意識の変革にかかっている。閉ざされた中で『大学語』を使うのではなく、大学のアイデンティティを明確にし、地域そして世界に通用する文化を創造・発信したいと考えている。大学人として、大学の本質を求め続けていきたい。